

相模原市議会議員 小林正明 殿

相模原市議会議長 稲垣 稔  
(公印省略)

調査事項について(回答)  
(対平成20年 6月 16日づけ)

このことについて、別紙のとおり回答します。

《回答事項》

- (1) 政令市の指定要件の弾力化について
  - ①市町村合併支援プランに関連し、「合併関係市町村の要望がある場合」に関する資料(国及び県からの通知ないし見解等)
  - ②『合併後の新市の議会の議決をもって「合併関係市町村の要望」とすること』の可否が判断できる資料
- (2) 「1市と4町」の各法定協議会の線引き問題に関する議事録のうち、線引き問題に関する該当箇所の質疑応答が判明する部分
- (3) 県都市マスタープラン
  - ①今回(第6回)の線引き問題に関し、旧3町に関する箇所
  - ②県と本市の調整の経過、その際の本市の意見が判明する資料の一切
- (4) 市都市マスタープラン
  - ①今回(第6回)の線引き問題に関し、旧3町に関する箇所
  - ②検討・作成経過、その際の合併協議会決定事項「急激な変化を避ける」の検討内容が判明する資料
- (5) 「1市と4町」の各議会合併問題特別委員会議事録のうち、線引き問題に関する該当箇所の質疑応答が判明する部分

議事調査課 担当：草薙  
内線：3744・3745

小林議員調査依頼回答概要

(1) 政令市の指定要件の弾力化について

- ① 市町村合併支援プランに関連し、「合併関係市町村の要望がある場合」に関する資料（国及び県からの通知ないし見解等）

⇒ 該当資料なし

- ② 「合併後の新市の議会の議決をもって「合併関係市町村の要望」とすること」の可否が判断できる資料

⇒ 該当資料なし

(2) 「1市と4町」の各法定協議会の線引き問題に関する議事録のうち、線引き問題に関する該当箇所の質疑応答が判明する部分

⇒ ・相模原・津久井地域合併協議会

・平成16年8月4日（第4回）開催分会議録より抜粋

・相模原市・藤野町合併協議会

・平成17年10月17日（第4回）開催分会議録より抜粋

(3) 県都市マスタープラン

- ① 今回（第6回）の線引き問題に関し、旧3町に関する箇所

⇒ 別紙回答のとおり

- ② 県と本市の調整の経過、その際の本市の意見が判明する資料の一切

⇒ 別紙回答のとおり

(4) 市都市マスタープラン

- ① 今回（第6回）の線引き問題に関し、旧3町に関する箇所

⇒ 別紙回答のとおり

- ② 検討・作成経過、その際の合併協議会決定事項「急激な変化を避ける」の検討内容が判明する資料

⇒ 別紙回答のとおり

## 小林議員からの調査事項（依頼）

- (2) 「1市と4町」の各法定協議会の線引き問題に関する該当箇所の質疑応答が判明する部分

「1市と4町」の各法定協議会の線引き問題に関する該当箇所につきましては、別紙「合併協議会等会議録」（抜粋）のとおりです。

- (3) 県都市マスタープラン

- ① 今回（第6回）の線引き問題に関し、旧3町に関する箇所

線引き問題に関し、旧3町に関する箇所につきましては、  
県都市マスタープランP74 <施策形成の方針>の

- (1) 都市計画区域及び区域区分に関する方針において

「自然公園区域などの自然的土地利用を図るべき地域と都市的土地利用を図るべき地域との明確な土地利用区分を図るため、必要に応じて都市計画区域の指定を変更するなど、長期的展望に立った計画的な土地利用を推進します。なお、市町村合併や社会資本整備などにより生活圏域の変化が生じた場合、必要に応じて都市計画区域の再編を検討します。」と記載されております。

(3) ② 県と本市の調整の経過、その際の本市の意見が判明する資料の一切

県都市マスタープランにつきましては、県が県土全体の広域的な都市づくりの長期ビジョンを示しているもので、市町村が策定するマスタープランと連携することによって、地域住民の意見を反映した地域の個性や魅力を引き出す都市づくりを展開していくものでございます。

「かながわ都市マスタープラン」の改定につきましては、神奈川県において市町村職員を構成メンバーとする「市町村調整会議」が設置され、平成18年度に4回開催し検討状況の説明や意見交換などを行っております。

その後、平成19年5月30日付けで市に対し、

「かながわ都市マスタープラン改定案に対する意見照会があり、同年6月30日付で神奈川県へ、次のとおり回答いたしました。

原文「…必要に応じて都市計画区域の指定を拡大するなど…」を「…必要に応じて都市計画区域の指定を変更するなど…」と修正。

#### (4) 市都市計画マスタープラン

##### ①今回（第6回）の線引問題に関し、旧3町に関する箇所

「線引き」は、神奈川県が都市計画区域ごとに、概ね10年後の将来人口等の予測のもと、市町村を超える広域の見地から「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「区域区分」などの都市計画について、決定又は変更を行う制度です。

一方、「市都市計画マスタープラン」は、「新しい総合計画」をはじめとする諸計画との連携を図り、地域に密着した視点から都市づくりの基本的な方針を定めるもので、あるべき都市像や地域の課題に対応した土地利用や産業、交通体系、自然的環境、都市基盤整備などの方針を示すものとなっております。

このため、現在策定中の「新都市計画マスタープラン」には、線引きに関する記述はございませんが、連携して相互に進めていくことが必要であり、本市の都市像の実現や将来の都市づくりを進めていく上で、「線引き」は大変重要であると考えております。

(4)  
② 検討・作成経過、その際の合併協議決定事項「急激な変化を避ける」の検討内容が判明する資料

「市都市計画マスタープラン」の検討及び作成経過でございますが、平成19年度は「策定方針」を定め、庁内検討組織を設置し、将来都市構造などの全体構想の検討を進めて参りました。

また、地域別構想の策定にあたり、「新しい総合計画」との連携を図り、市内22地域に「地域まちづくり会議」を設置し、地域のまちづくりの考え方や方向性について、市長への提言書をいただきました。

平成20年度は、これらを踏まえ、市都市計画審議会や市民の皆様のご意見を伺うなどして、全体構想・地域別構想素案を策定して参ります。今後の予定でございますが、平成21年度、全体構想・地域別構想原案を策定し、平成22年4月のスタートを目指しています。

次に、ご質問の「急激な変化を避ける」の検討内容が判明する資料についてですが、「かながわ都市マスタープラン」や第6回線引き見直しの「基本的基準」を踏まえ、現在、「新都市計画マスタープラン」の土地利用方針において、従来の「都市的土地利用」と「自然的土地利用」という考え方に加え、「土地利用の整序」という新たな考え方を導入し、津久井地域の特性を生かした土地利用が図られるよう、策定に取り組んでいるところです。